

騒音健康診断に関する見直しの方向性（案）

1 騒音健康診断の実施について

- 聴力低下の兆候を早期に把握するという騒音健康診断の目的に鑑み、現在の雇入時等健康診断、定期健康診断の一次検査、二次検査という健康管理の体系を維持しつつ、各段階での聴力検査項目を見直す。
- 雇入時等健康診断は、全ての対象者について、雇入れ時又は配置替えの時点での労働者の聴力を把握するものであり、雇入れ時等以前に、聴力に関連する疾病、突発性難聴などにより聴力が低下している者、あるいは過去に騒音作業に従事して既に騒音性難聴を示している者、日常生活においてヘッドフォン等を大音量で使用する事等、何らかの理由で既に聴力障害の兆候を示している者について、気導純音聴力検査により各周波数での聴力レベルを把握し、記録すべきである。
- 6 か月以内ごとに行う定期健康診断では、騒音の影響による聴力低下の兆候を早期に発見する必要があることから、原則として、まず選別聴力検査を含む一定の項目についての健康診断を一次検査として行った上で、異常所見がある者その他医師が必要と認める者については、気導純音聴力検査を含む二次検査を行うという方法が妥当である。
- 一方、定期健康診断の対象者については、リスクに応じた適切な健康管理という観点から、等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる対象者を可能な限り客観的かつ洩れなく選別することが求められる。

2 定期健康診断（一次検査）における選別聴力検査について

- 聴力レベルに基づく健康管理区分を的確に行うためには、選別聴力検査の 4,000 ヘルツにおける音圧レベル 40dB を 30dB に変更することが適当である。
- 現在の 6 か月以内ごとに行う定期健康診断（一次検査）において対象者全てに対して一次検査として行われている選別聴力検査は、周波数ごとに 1 つの音圧レベルでの異常の有無を判別するのみであるため、聴力の経時的な変化をとらえて騒音性難聴のごく初期の段階で聴力低下の兆候を把握することが困難である。このため、一次検査としてできる限り検査方法を簡潔にしつつも、周波数ごとに複数の音圧レベルでの計測を行い、経時的変化を確認することによって一次検査における聴力低下の兆候の検出感度の向上を図るべきである。
- 選別聴力検査は、聴力低下の兆候を早期に把握する観点から、健康管理区分の基準となる聴力レベル 30dB より低い音圧レベルにおける異常の有無

を、半定量的な聴力レベルの閾値として把握して記録することとする。

- 選別聴力検査における 30dB より低い音圧レベルとしては、現在広く普及している聴力検査機器の現状及び操作性を踏まえると、25dB が現実的である。すなわち、少なくとも 25dB 及び 30dB の音圧レベルを対象に選別聴力検査を行い、聴きとれる最も低い音圧レベルを確認・記録することが考えられる。
- 選別聴力検査の結果に応じて、1,000 ヘルツ又は 4,000 ヘルツにおける聴力レベルが 30dB を超える者（30dB の音圧レベルにおいて異常が認められた者）及び医師が必要と認める者については、気導純音聴力検査を含む二次検査を行い、健康管理区分を判断する必要がある。なお、30dB より低い音圧レベルでの聴力検査で新たに異常がみられた場合、そのこと自体は二次検査につながるものではないが、対象者に聴力低下の進行が疑われる場合には、騒音ばく露低減のための措置につなげることが期待される。
- 労働安全衛生規則第 44 条又は第 45 条の規定に基づく定期健康診断が 6 か月以内に行われた場合には、これをガイドラインに基づく定期健康診断（1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査の項目に限る。）とみなして差し支えないが、この場合、1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおいて音圧レベル 25dB、30dB の聴力レベルの確認が行われている必要があることとする。

3 二次検査及び雇入時等健康診断における気導純音聴力検査について

- 将来にわたる聴覚管理の基準として活用する観点から、周波数ごとの正確な聴力を把握し、結果を記録し保存することとする。
- 気導純音聴力検査の手法は、ガイドラインに示す方式を維持することとするが、高音域の聴力レベルの検査において、4,000 ヘルツ、8,000 ヘルツに加えて 6,000 ヘルツについても行うこととする。
- 健康管理区分を決定する際の高音域の聴力レベルとしては、4,000 ヘルツ又は 6,000 ヘルツの所見のうちいずれか悪いほうを用いる。
- 過去の定期健康診断の一次検査における選別聴力検査において、1,000 ヘルツ又は 4,000 ヘルツにおける聴力レベルが 30dB を超えるとされた者については、（過去の定期健康診断結果をもって選別聴力検査を終えているとみなし）選別聴力検査を行わず、気導純音聴力検査のみを行うことができるものとする。

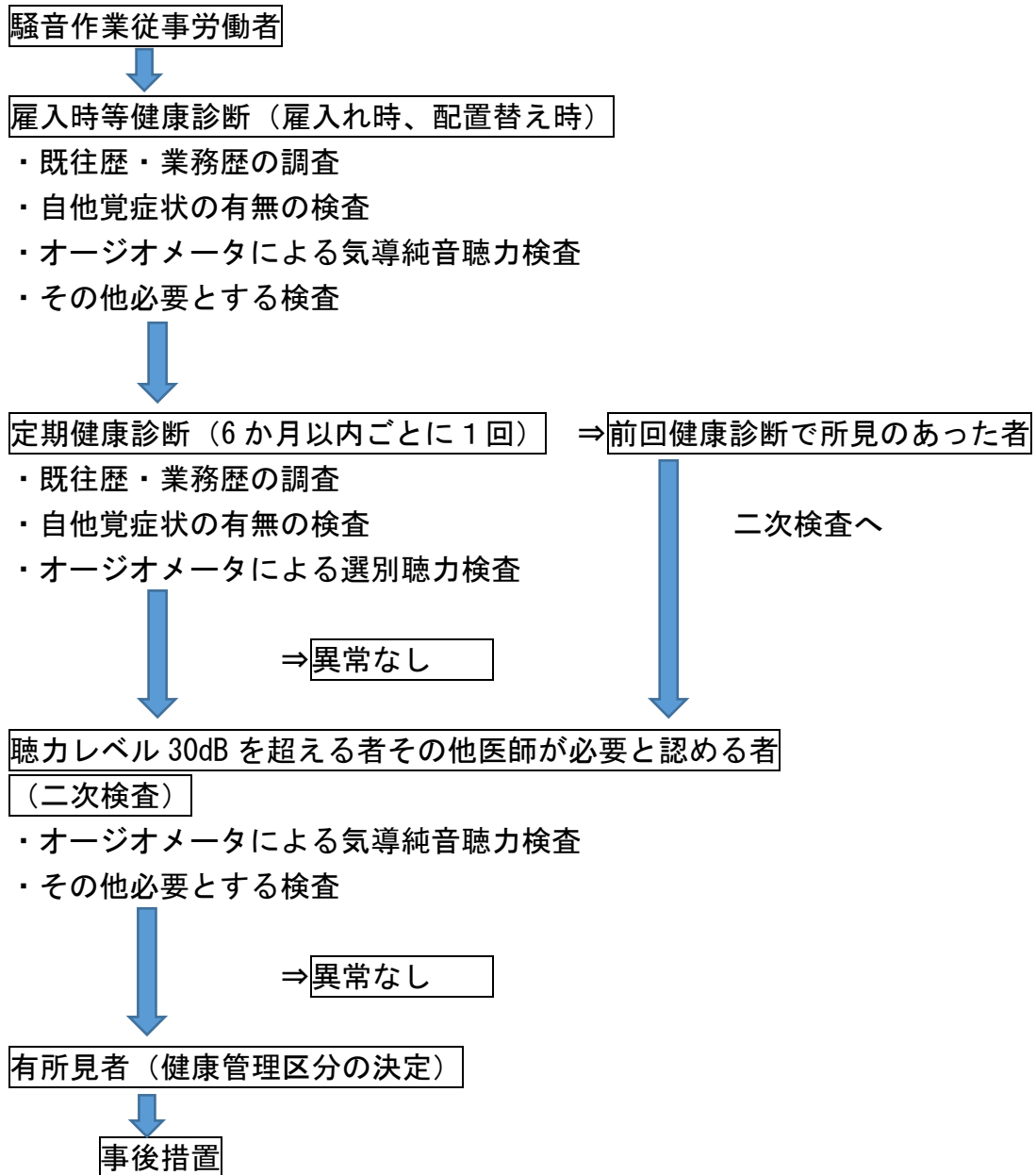
4 定期健康診断の対象者について

- 騒音は四方に広がる特性があるため、対象作業場において行われる作業であれば、騒音を発する業務以外の業務であっても騒音作業とするガイドラインの考え方は重要である。このため、ガイドラインでは、健康診断の対

象者を騒音作業に常時従事する労働者とし、その中には対象作業場において騒音を発する業務の周辺で業務を行う労働者も含むとしている。一方、対象作業場で作業に従事する労働者であっても、作業環境測定の結果の評価に基づき、第1管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB(A)未満の場所における業務にのみ従事する労働者については、定期健康診断を省略して差し支えないとされている。

- しかし、屋外作業場では、壁等で囲まれた狭隘な場所を除き、騒音発生源から離れるに従い音圧レベルが大きく減少するため作業者の騒音ばく露も相当程度減少すると考えられるものの、単位作業場所が定められないため、作業場のうち騒音レベルが高い範囲を明確にできないこと、屋内作業場でも複数の単位作業場所を行き来する場合は、単位作業場所ごとに騒音レベルが異なることなどから、これら騒音発生源の周辺における作業に従事する労働者については、騒音発生源に接近する程度や時間を適宜勘案して定期健康診断の対象者を選定せざるを得ない現状にある。このため、騒音ばく露レベルが高くない作業者を区別できずに定期健康診断の対象とする場合や、騒音ばく露レベルが高いにもかかわらずばく露時間が短い等により定期健康診断の対象としていない場合があると考えられる。ガイドラインにおいて、定期健康診断の対象とすべき、等価騒音レベル85dB(A)以上の騒音にばく露する可能性の高い労働者を明確化した上で、定期健康診断を省略できる基準についても明確化する必要がある。
- 等価騒音レベル85dB(A)以上の騒音にばく露する可能性が低く、定期健康診断を省略できる労働者であることの判断に当たっては、屋内作業場において過去6か月以内に行われた作業環境測定の結果、第1管理区分に区分された単位作業場所における業務に従事する労働者のほか、屋内作業場以外の作業場で個人ばく露測定の結果、等価騒音レベルで85dB(A)未満とされた業務に従事する労働者を除外することが考えられ、今後行われる個人ばく露測定に関する情報収集と議論を踏まえて検討することが妥当である。
- 屋外作業場などで壁面等からの音の反射による影響が大きい環境においては、使用する工具等の騒音出力レベルがあらかじめ分かっているならば、工具等を取り扱う労働者や周辺労働者の騒音ばく露の程度を推計することにより、等価騒音レベルで85dB(A)以上になる可能性の高い労働者の範囲を定める際に活用することもできると考えられる。

健康診断の体系（ガイドラインの図を次のように変更予定）



5 健康管理区分等

- 健康診断結果報告書等における健康管理区分を斉一化する観点から、健康管理区分の表に次のとおり判断基準を付記する。

聴力レベルに基づく管理区分

高音域 会話音域	30dB 未満	30dB 以上 40dB 未満	40dB 以上
	30dB 未満	管理 A	管理 B2
30dB 以上 50dB 未満	管理 B2	管理 B2	管理 C
50dB 以上	管理 C	管理 C	管理 C

注) 騒音健康診断では、管理 B1 は使用しない。

【参考】指導勧奨による特殊健康診断結果に基づく健康管理区分

健康管理区分表

区分	原則
管理 A	第1次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない者
管理 B	1 第1次健康診断の検査項目に異常を認めるが、医師が第2次健康診断を必要としないと判断した者
	2 第2次健康診断の結果、管理Cに該当しない者
管理 C	第2次健康診断の結果、治療を要すると認められる者